

徳島大学総合科学部振興会会則の一部改正について

制 定 日：令和 年 月 日

改正理由： 令和2年4月1日から大学院創成科学研究科地域創成専攻及び大学院創成科学研究科臨床心理学専攻が新設されたことに伴い所要の改正を行う必要がある。

徳島大学総合科学部振興会会則の一部改正する規則

徳島大学総合科学部振興会会則の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(会 員)</p> <p>第2条 この会は、正会員（総合科学部、<u>大学院創成科学研究科地域創成専攻</u>（以下「<u>地域創成専攻</u>」という。）、<u>大学院創成科学研究科臨床心理学専攻</u>（以下「<u>臨床心理学専攻</u>」という。）<u>及び大学院総合科学教育部に在学する学生の保護者</u>）、特別会員（総合科学部教職員）、名誉会員（正会員であったこの会の功労者）及び賛助会員（この会の趣旨に賛同する者）をもって組織する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 この会は、総合科学部、<u>地域創成専攻</u>、<u>臨床心理学専攻</u><u>及び大学院総合科学教育部の振興を</u>図るため、次の事業を行う。（略）</p> <p>(会費等)</p> <p>第10条（略）</p> <p>3 <u>地域創成専攻及び臨床心理学専攻</u>に入学を許可されたときは、入会金のほか会費の4分の2を、大学院総合科学教育部博士後期課程に入学を許可されたときは、入会金のほか会費の4分の3を入学時にそれぞれ納入するものとする。ただし、総合科学部卒業後又は、</p>	<p>(会 員)</p> <p>第2条 この会は、正会員（総合科学部<u>並びに</u>大学院総合科学教育部に在学する学生の保護者）特別会員（総合科学部教職員）名誉会員（正会員であったこの会の功労者）及び賛助会員（この会の趣旨に賛同する者）をもって組織する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 この会は、総合科学部<u>並びに</u>大学院総合科学教育部の振興を図るため、<u>学部並びに教育部と協力して</u>、次の事業を行う。（省略）</p> <p>(会費等)</p> <p>第10条（略）</p> <p>3 <u>大学院総合科学教育部博士前期課程</u>に入学を許可されたときは、入会金のほか会費の4分の2を、大学院総合科学教育部博士後期課程に入学を許可されたときは、入会金のほか会費の4分の3を入学時にそれぞれ納入するものとする。ただし、総合科学部卒業後又は、大学院</p>

<p>大学院総合科学教育部博士前期課程，<u>地域創成専攻及び臨床心理学専攻</u>修了後に入学を許可されたときは入会金を免除する。</p> <p>附 則 <u>この改正会則は，令和2年8月 日</u> <u>から施行し，令和2年4月1日から適用</u> <u>する。</u></p>	<p>総合科学教育部博士前期課程修了後に入学を許可されたときは入会金を免除する。</p>
--	--